

あ
い
ち

暮らしく

消費生活情報

2023年
No.158

消費者契約法が改正されました!

～2023年1月5日施行～

靈感商法等による消費者被害の救済を目的とした改正消費者契約法が
2023年1月5日に施行されました。



どう変わったの?



①靈感等による告知を用いた勧誘に対する取消権の対象範囲が拡大されました

- これまで当該消費者本人の生命や身体、財産等に関する不安をあおられた場合が対象でしたが、改正法では、親族の生命や身体、財産等に関する不安をあおられた場合も対象になりました。
- これまで将来についての不安をあおって結んだ契約が対象でしたが、改正法では、現在抱えている不安をあおって結んだ契約も対象になりました。

②取消権の行使期間が伸長されました

- これまで「被害に気づいてから1年」、「契約締結時から5年」は取消が可能でしたが、改正法では、「被害に気づいてから3年」、「契約締結時から10年」に伸長されました。
- また、時効が完成していない契約は、改正後の取消権の行使期間が適用されます。

アドバイス

- 多くの人は何らかの不安や悩みを抱えています。人の弱みに付け込んで高額な祈とうや商品等の購入を勧誘する事業者に注意しましょう。
- 「幸せになれる」などと言われても、相手の言葉をうのみにせず、冷静になりましょう。家族や身近な人に相談することも大切です。
- 訪問販売や電話勧誘で契約した商品やサービスは、クーリング・オフ等ができる場合があります。
- 契約トラブル等で困った際は、最寄りの消費生活センターにご相談ください。



「消費者庁イラスト集より」

消費者庁 消費者契約法

検索

※消費者契約法の詳しい情報は、消費者庁のWEBページでご確認ください。

【県民文化局県民生活部県民生活課】

愛知県

印刷・コピーOKです。広くご活用ください。

暮らしに木材を取り入れましょう!

木材は、CO₂を吸収して育ち、SDGsやカーボンニュートラル社会の実現に貢献する再生可能な資源です。

人や環境に優しい木材の利用を県内全域に大きく広げていきましょう!

木には、心や身体に優しく働きかける、学習や生産性をあげるなどの効能が実証されています。



〈木材の断熱効果〉



〈ストレスを和らげる効果〉



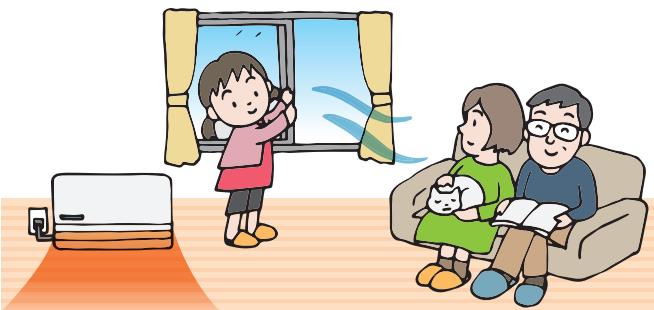
〈木材の調湿効果〉

【農林基盤局林務部林務課あいちの木活用推進室】

ガスを使うときには、必ず換気をしましょう

閉め切った部屋でガス機器を使い続けると、不完全燃焼により一酸化炭素が発生します。

一酸化炭素中毒事故を起こさないために、ガス機器を使う時は換気扇を回したり、こまめに窓を開けるなど、必ず換気をしましょう。



一酸化炭素中毒(CO中毒)とは…

ガスの不完全燃焼によって生じる無色・無臭の有毒な気体(一酸化炭素)を吸って起こる中毒です。重症になると死に至ることもあります。

【防災安全局防災部消防保安課産業保安室】

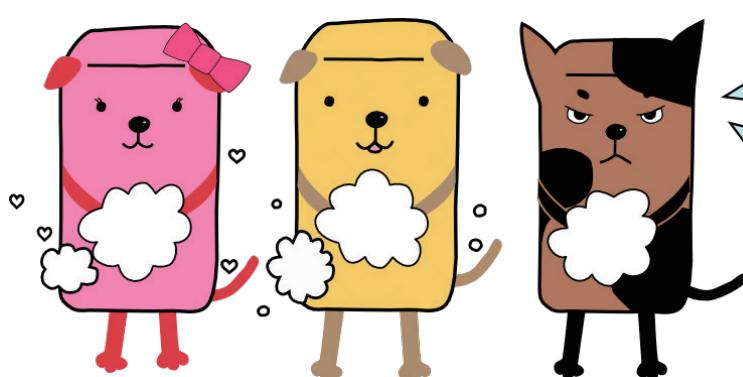
ノロウイルスによる食中毒を予防しましょう!

冬はノロウイルスによる食中毒が多く発生するため注意が必要です。

元々はウイルスに汚染されていない食品でも、人の手を介してウイルスが食品に付着し、その食品を食べることによって食中毒を引き起こすことがあります。体の中に入ったウイルスは腸で増えて、おう吐、下痢、腹痛などの症状を起こします。

ノロウイルスによる食中毒を予防するためには、特にトイレの後、調理の前、食事の前にしっかり手を洗いましょう。

また、二枚貝はノロウイルスに汚染されていることがありますので抵抗力の弱いお年寄りやお子さんは、中心部までしっかりと加熱して食べることをおすすめします。



手洗い犬ゴッシー

しっかり手を洗って
冬の食中毒を予防しよう!

「あわあわゴッシーのうた(手洗いの歌)」
に合わせて楽しく正しい手洗いを身につけて、食中毒を予防しましょう!

<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/eisei/0000022473.html>



【保健医療局生活衛生部生活衛生課】

ギャンブルをやめたいのにやめられない

～それって依存症かも～

依存症は、脳の機能が弱くなり欲求をコントロールできなくなる「病気」ですが、本人は自覚がなく気づきにくいため、自分の意思でコントロールしようとしても度々失敗します。そのため、周囲がいくら本人を責めても問題は解決せず、むしろ「叱責」や「処罰」などは状況を悪化させてしまいます。

また、ギャンブルの借金を肩代わりすることは、依存症の回復を遅らせてしまいます。

本人が回復の必要性を自覚するまでには時間がかかることから、まずは、周囲の方が専門の機関に相談して「適切なサポート」のしかたを知ることから始めましょう。

相談窓口等はこちら

地域の相談窓口

依存症に関するご本人やご家族からの相談や悩みを受け付けています。

■ お住まいを所管する保健所
(依存症全般に関する相談)

■ 愛知県精神保健福祉センター
☎052-951-1722
(ギャンブル依存症電話相談)



民間団体(自助グループ・支援団体)

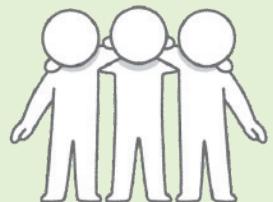
自助グループでは、依存症本人または家族同士が体験を共有しながら回復を目指します。支援団体では相談を受け付けています。※詳しくはホームページを検索。

■ (公社)ギャンブル依存症問題を考える会
☎070-4501-9625

■ (NPO)全国ギャンブル依存症家族の会
☎090-1404-3327

■ GA(ギャンブルアーズ・アノニマス)
☎046-240-7279

■ ギャマノン
☎03-6659-4879



【保健医療局健康医務部医務課こころの健康推進室】

百貨店、警察官をかたりキャッシングカードをすり替えて盗み取る手口に注意!

犯人の手口

①百貨店店員になりました犯人が、「あなたのカードが不正利用された」などと電話で説明します。

②警察官になりました犯人が「カードの確認」名目で自宅を訪れます。

③被害者が目を離した隙に本物のキャッシングカードを偽のカードにすり替えて盗み取ってしまいます。

被害に遭わないために

・キャッシングカードを他人に渡さない。「封筒に入れて封印」は詐欺!!
・他人にキャッシングカードの暗証番号を教えない。
・犯人と話をしない対策を!

例)電話はいつも留守番電話設定にして、メッセージを確認してからかけ直す。
警告・録音機能がついた「被害防止機能付き電話機」へ買い替えを検討する。



【愛知県警察本部生活安全総務課】

「消費者が意見を伝える」ときのポイント

自立した消費者として、意見がきちんと相手に伝わるように、次の3つのポイントを参考にしてみてください。

Point 1

ひと呼吸、置こう!

怒りにまかせた発言は逆効果。
ひと呼吸置いて冷静に。従業員も同じ「人」として、お互いに尊重し合うことが大切です。

Point 2

言いたいこと、要求したいことを「明確に」、そして「理由」を丁寧に伝えましょう!

返品したいのか、解約したいのか、またその理由を明確に、丁寧に伝えることが重要です。

Point 3

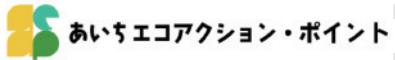
事業者の説明も聞きましょう!

上手なコミュニケーションが解決への糸口に。一方的に主張するだけでなく、事業者の説明も聞きましょう。



【県民文化局県民生活部県民生活課】

2023年2月15日(水)から



「あいちエコアクション・ポイント」を発行します!

県民の皆さんに環境に配慮したライフスタイルへの転換や行動変容を促すため、グリーン購入※や、プラスチック製カトラリー類の辞退など、5つの環境配慮行動（エコアクション）に対して、愛知県独自のポイントを付与する「あいちエコアクション・ポイント」を、2023年2月15日(水)から発行します。

※環境への負荷が少ない製品や食品を優先的に購入すること。

あいちエコアクション・ポイントとは？

県民の方が参加店舗等で店舗等ごとに決められた以下の5つのエコアクションのいずれかを行い、店舗等に設置されたQRコードをスマホで読み取ると、「あいちエコアクション・ポイント」を獲得でき、このポイントを集めると、QUOカード（1万円分）等の賞品が当たる抽選にご応募いただけます！

5つのエコアクション

1

グリーン購入

家電 衣類 食品 家庭用品 文房具



2

プラスチック製 カトラリー類の辞退



3

使用済みクリーニング ハンガーの返却



4

飲食店での食べ残しゼロ



5

フードバンク等 への寄付



詳しくはWEBページ(<https://www.eap.pref.aichi.jp/>)をご覧ください



【環境局環境政策部環境活動推進課】



を開催しました！

2022年11月12日(土)
オアシス21銀河の広場
(名古屋市東区)にて



エシカル消費普及啓発イベント「エシカル×あいちマルシェ」では県内の事業者・団体等が35店舗出店。
エシカル商品の購入や廃棄予定の資材を使った作品作りなど、「エシカル消費」を体験しながら多くの皆様にお楽しみいただきました。



大村愛知県知事も来場
(写真撮影時のみマスクを外しています)

様々なエシカル商品を販売

ワークショップで作品作りやゲームを体験
【県民文化局県民生活部県民生活課】

消費生活相談窓口のご案内

トラブルに遭ったり、不安を感じたときは、一人で悩まずお早めにご相談ください



消費者ホットライン ☎188 (いやや!)

県やお住まいの市町村の消費生活相談窓口につながります。

愛知県の消費生活相談窓口

愛知県消費生活総合センター ☎(052)962-0999

インターネット（愛知県電子申請・届出システム）でも受け付けています。

きっぱりと 断る勇気 持ちましょう

※あいち暮らしWEB「消費者トラブルかるた」より抜粋

発行/愛知県県民文化局県民生活部県民生活課
〒460-8501名古屋市中区三の丸3-1-2 ☎(052)954-6603

*「あいち暮らしっく」は、愛知県金融広報委員会の助成金を活用し発行しています。発行月/2023年2月

消費者トラブル情報を始め、暮らしの情報サイト「あいち暮らしWEB」をご覧ください！

あいち暮らしWEB

検索